

事務連絡
平成28年6月27日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出に係る疑義解釈について

平素より保育行政の推進に御尽力を賜り誠にありがとうございます。

認可外保育施設については、平成28年4月1日から、1日に1人以上の乳幼児を預かる場合、児童福祉法第59条の2第1項に基づき都道府県知事、指定都市の長、中核市の長（以下「都道府県知事等」という。）に届出を行うこととなっております。

今般、当該届出に係る疑義解釈につきまして、下記のとおりお示しいたします。

記

- 「半年を限度として臨時に設置される施設への該当の有無の考え方」について
認可外保育施設の設置者については、児童福祉法第59条の2第1項に基づき都道府県知事等への届出が必要となっておりますが、児童福祉法施行規則第49条の2第2項に規定する「半年を限度として臨時に設置される施設」に該当する場合、当該届出の必要はありません。

この「半年を限度として臨時に設置される施設」については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、例としてイベント付置施設等を掲げております。

この他、家政婦等、通常の業務において必ずしも乳幼児の預かりを行うものではない場合、担当する業務に乳幼児の預かりを含む可能性があることも考えられることから、初めて乳幼児の預かりを行う場合でその業務を実施する期間が半年を超えないときには、半年を限度として臨時に設置される施設に該当するものと考えております。

ただし、過去に担当した業務において乳幼児の預かりを含むものを行っており、

再度の依頼（同一の依頼者であるかは問いません。）により、今回担当する業務が乳幼児の預かりを含むものであった場合、都道府県知事等への届出が必要となります。

2 認可外保育施設の設置者以外の者による届出について

認可外保育施設の届出については、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づき当該施設の設置者が行うものとされており、設置者以外の者が行うことはできません。

ただし、民法第 99 条に基づく委任を受けている場合、設置者以外の者が当該施設の設置者の代理人の立場で認可外保育施設の届出を行うことは可能です。